



つくばみらい市訓令第 2 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日

つくばみらい市長 小田川 浩



地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(つくばみらい市人事発令要領の一部改正)

第 1 条 つくばみらい市人事発令要領 (平成 18 年つくばみらい市訓令第 12 号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 の表第 13 号中

「

<p>(再任用を行う場合)</p> <p>つくばみらい市事務 (技術) 職員に再任用する</p> <p>任期は〇年〇月〇日までとする</p> <p>〇〇職〇級に決定する</p> <p>〇〇に補する</p> <p>〇〇課勤務を命ずる</p>
<p>(再任用の任期を更新する場合)</p> <p>再任用の任期を〇年〇月〇日まで更新する</p>
<p>(再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合)</p> <p>つくばみらい市職員の再任用に関する条例 (平成 18 年つくばみらい市条例第 20 号) 第 4 条の規定による期限の到来により〇年〇月〇日限り退職</p>

」を

「

<p>(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を任用する場合)</p> <p>つくばみらい市事務 (技術) 職員に再任用する</p> <p>任期は〇年〇月〇日までとする。</p> <p>〇〇職〇級に決定する</p> <p>〇〇に補する</p> <p>〇〇課勤務を命ずる</p>
<p>(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の任期を更新する場合)</p> <p>再任用の任期を〇年〇月〇日まで更新する</p>
<p>(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員が再任用の任期満了によ</p>

り職員が退職する場合)

つくばみらい市職員の再任用に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第20号)第4条の規定による期限の到来により〇年〇月〇日限り退職

」に

改める。

(つくばみらい市職員の昇任試験に関する規程の一部改正)

第2条 つくばみらい市職員の昇任試験に関する規程(令和2年つくばみらい市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(つくばみらい市職員勸奨退職実施要綱の一部改正)

第3条 つくばみらい市職員勸奨退職実施要綱(平成18年つくばみらい市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「つくばみらい市職員の定年等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第19号)第2条に規定する定年退職日」を「60歳」に改める。

(つくばみらい市職員服務規程の一部改正)

第4条 つくばみらい市職員服務規程(平成18年つくばみらい市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(つくばみらい市職員の再任用に関する事務取扱要綱の廃止)

第5条 つくばみらい市職員の再任用に関する事務取扱要綱(平成26年つくばみらい市訓令第6号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(つくばみらい市職員の昇任試験に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、第2条の規定による改正後のつくばみらい市職員の昇任試験に関する規程の規定を適用する。